

地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習ご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第127号）
建設業労働災害防止協会 青森県支部
（略称：建災防）

労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

1. 受講対象者

【年齢】 満18歳以上であること。

- 【経験年数】
- (1) 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
 - (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。

（※上記②に該当する者は、卒業証明書等（写）を添付願います。）

- (3) その他、厚生労働大臣が定める者。

2. 講習科目及び時間

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 【1日目・2日目】 | ① 作業の方法に関する知識（10.5時間） |
| 【2日目】 | ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（3.5時間） |
| 【3日目】 | ③ 作業者に対する教育等に関する知識（1.5時間） |
| | ④ 関係法令（1.5時間） |

3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 地山の掘削作業主任者技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (2) 土止め支保工作業主任者技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (3) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
- (4) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。
- (5) 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験において、トラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第800号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者を除く。）
- (6) 建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者。
- (7) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

※ 受講の一部免除（ダブル免除を含む。）を受ける者は、受講申込み時に必ず有資格証（写）を添付のうえ申込すること。（申込み時に、有資格証（写）を添付無いものは、全科目受講としてみなしますのでご注意ください。）

4. 受講料

区分	全科目	一部免除					
受講希望	表紙1に該当する者	上記3の(1)に該当する者	上記3の(2)・(4)に該当する者	上記3の(3)に該当する者	上記3の(5)に該当する者	上記3の(6)に該当する者	上記3の(7)に該当する者
受講時間	①② ③④ 17時間	①④ 6.5時間	①④ 7時間	①③④ 8.5時間	①③④ 8時間	③④ 3時間	④ 1.5時間
受講料	10,000円 (税込)	5,500円 (税込)	6,000円 (税込)	8,000円 (税込)	7,500円 (税込)	4,000円 (税込)	2,000円 (税込)
テキスト代	会員2,000円 非会員2,500円	会員2,000円 非会員2,500円	会員2,000円 非会員2,500円	会員2,000円 非会員2,500円	会員2,000円 非会員2,500円	会員2,000円 非会員2,500円	会員2,000円 非会員2,500円
修了証送付料	380円	380円	380円	380円	380円	380円	380円
計	会員12,380円 非会員12,880円	会員7,880円 非会員8,380円	会員8,380円 非会員8,880円	会員10,380円 非会員10,880円	会員9,880円 非会員10,380円	会員6,380円 非会員6,880円	会員4,380円 非会員4,880円

5. 修了試験

講習3日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

6. 修了証

所定の科目を受講し、かつ修了試験合格者には、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証」を交付します。

7. 講習日時及び場所

日時：平成 年 月 日～ 月 日 午前9時～
場所：

8. 受講申込み方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真1枚（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内撮影）
- (3) 受講料（持参又は現金書留により納付する。）

9. 受講定員及び締切り

1回あたりの受講定員は100名以内とし、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。（講習開始の7日前までに申込みして下さい。なお、各分会によっては、受付方法等が異なりますので開催地の各分会にご確認下さい。）

また、受講定員に満たない場合は、受講を延期等することもありますのでご了承下さい。

10. その他

- (1) 電話による申込み予約等はしておりませんのでご了承下さい。（受講申込書は、随時受付しております。）
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (3) 受講当日の取消し又は欠席した場合は、受講料はお返しいたしません。
- (4) 受講申込書は、支部若しくは各地区の分会にて取り扱っております。
- (5) 講習日時及び場所は、お間違いのない様にご注意下さい。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。（遅刻、講義中での退席は認めませんのでご注意下さい。）
- (7) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もありますのでご了承下さい。

11. お問い合わせ先

- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部
〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F
☎ 017-773-6200
FAX 017-773-6201
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 東青分会
〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館2F
☎ 017-722-5127
FAX 017-775-2147
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 西地方分会
〒038-2761 西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸町字鳴戸384-35 西建設会館内
☎ 0173-72-3037
FAX 0173-72-5080
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 中弘分会
〒036-8207 弘前市上白銀町1-9 弘前建設業協会内
☎ 0172-34-2757
FAX 0172-36-6210
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 南黒分会
〒036-0331 黒石市八甲69-17 黒石建設会館内
☎ 0172-52-3417
FAX 0172-53-1268
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 北五分会
〒037-0035 五所川原市湊字千鳥97 北五建設会館内
☎ 0173-35-2438
FAX 0173-34-5339
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 上北分会
〒034-0081 十和田市西十三番町4-10 建設会館2F
☎ 0176-23-6141
FAX 0176-20-1174
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 下北分会
〒035-0073 むつ市中央二丁目3-45 下北建設センター内
☎ 0175-24-1016
FAX 0175-24-1688
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 三八分会
〒031-0073 八戸市売市字観音下28-5 八戸建設会館内
☎ 0178-22-0755
FAX 0178-22-0160